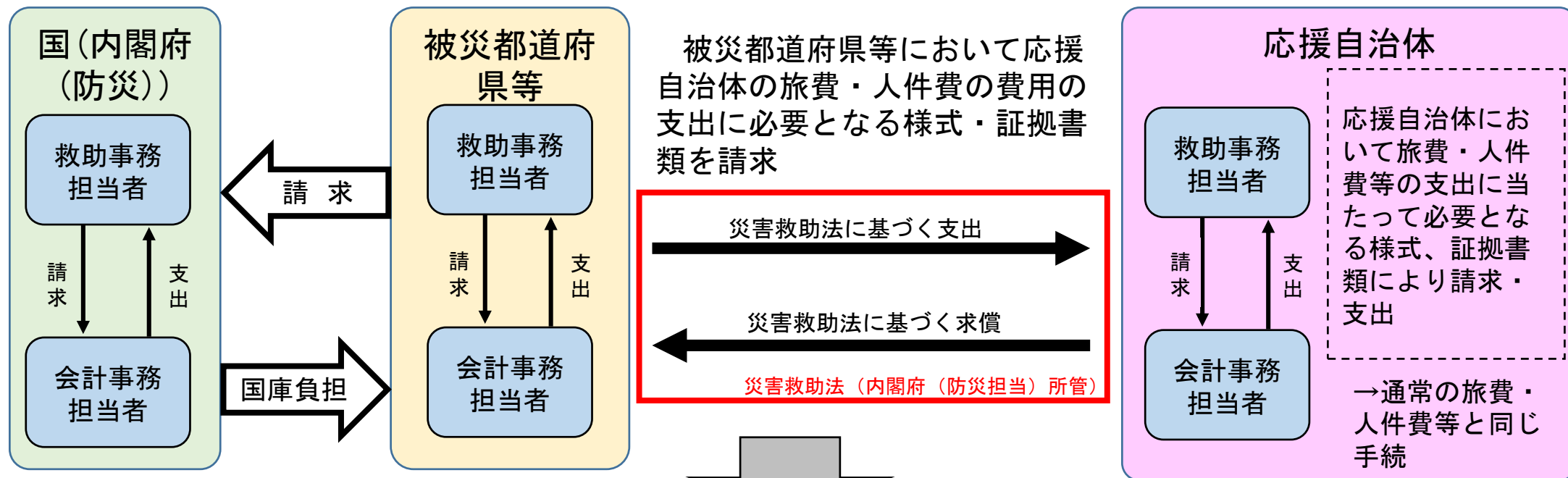


# 災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化

## 【現行】

- 国として求償の多くを占める自治体職員の旅費や人件費などの救助事務費について統一的な様式を示していない。
- 証拠書類については、各自治体において定める旅費や人件費の支出において必要となる証拠書類を流用する形で対応しているのが実状。



- 自治体のアンケート結果を踏まえ、
- 救助事務費の統一的な様式を作成（令和3年3月中）
  - 令和3年度前半に全国知事会とも議論を行い、その結果を踏まえて必要となるシステム開発を行う方向で対応（速やかに）

求償手続の効率化